平成２５年（フ）第３０号
栃木県栃木市平井町867番地４
債務者　岡﨑　正己
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４４３６号
東京都新宿区市谷台町５－３　第二光ビル102
債務者　関田　勝代
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４４７号
東京都台東区根岸５丁目９―18　根岸コート102
債務者　板垣　吉孝
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４６５号
東京都世田谷区鎌田２丁目15―16―204
債務者　酒井ゆかり
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１１号
東京都足立区綾瀬３丁目９―13―104
債務者　金子　稔男
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１７号
埼玉県さいたま市浦和区常盤９丁目21―18―501
債務者　澁田　聡美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８４６号
大阪府枚方市南楠葉２丁目７番16―24号
債務者　川村　則之
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０号
北海道河東郡士幌町字士幌西１線172番地若葉団地68号
債務者　木村　富子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
愛知県豊川市豊川町奴通５番地の１　ディアコートＡ107、従前の住所札幌市清田区平岡２条５丁目11番10号
債務者　杉森　裕樹
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６７号
愛知県田原市東赤石５丁目１番地　リッチハイム202号
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第７３号
愛知県豊橋市一色町字一色郷58番地１　102
債務者　西村　直美
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第７４号
愛知県豊橋市野依町字西物草12番地24　２―222
債務者　ドイ　セツミ　エリナ
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第７５号
愛知県蒲郡市水竹町西清水川37番地１　エバーグリーン202号室
債務者　廣田正こと　ヒロタ　ウィルソン　タダシ
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５５号
長崎県佐世保市花高２丁目11番11号
債務者　内田美貴子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
長崎県佐世保市中通町10番地　ハイネス21―106号、旧住所長崎県佐世保市名切町９番５号　リバーサイドハイツ名切105号
債務者　久保　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係